

【別記】

個人情報取扱安全管理基準

- 1 個人情報の取扱いに関する保護管理者の設置
個人情報の取扱いに関する保護管理者を設置すること。
- 2 管理区域の設定及び安全管理措置の実施
 - (1) 個人情報を取り扱う管理区域を明確にし、当該区域に壁又は間仕切り等を設置すること。
 - (2) (1)で設定した管理区域について部外者が入室する場合は、管理者の立会い等の措置を講ずること。
 - (3) 外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報措置及び監視装置の設置等の措置を講ずること。
 - (4) 管理区域では、許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずること。
- 3 セキュリティ強化のための管理策
情報資産の盗難、紛失、持出し、複写・複製、目的外の使用及び第三者への提供を防止するため以下の対策を実施していること。
 - (1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機等は、他のコンピュータと接続しない単独による設置又は当該業務に必要な機器のみと接続していること。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。
 - (2) 個人情報の取扱いにおいてサーバを使用している場合は、当該業務を実施する施設内に設置していること。また、サーバへのアクセス権限を有する従業者を定めること。さらに、部外者のアクセスは必要最小限とし、管理者の立会い等の措置を講ずること。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。
 - (3) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等は、アクセス権等を設定し、使用できる従業者を限定すること。また、アクセスログやログイン実績等から従業者の利用状況を記録し、保管していること。
 - (4) 記録機能を有する機器の電子計算機等への接続制限について必要な措置を講ずること。
 - (5) 本市が貸与する文書、電子媒体及び業務にて作成した電子データを取り扱う従業者を定めること。

(6) 業務にて作成した電子データを保存するときは、暗号化又はパスワードにより秘匿すること。

(7) 本市が貸与する文書及び電子媒体は、施錠できる耐火金庫等にて保管すること。

(8) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、セキュリティ対策ソフトウェア等（ウィルス対策ソフトウェア等）を導入していること。

(9) 業務にて作成した電子データを削除した場合は、削除した記録を作成すること。

(10) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用すること。

(11) 本市の許可なく第三者に委託しないこと。

4 事件・事故における報告連絡体制

(1) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から保護管理者への報告連絡体制を整備していること。

(2) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案が発生した際の本市及び関連団体への報告連絡体制を整備していること。併せて、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討並びに決定等に係る体制及び手順等を整備していること。

5 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

本市が貸与する文書、電子媒体及び左記書類等に基づき作成される電子データを持ち運ぶ場合は、破損、紛失、盗難等のないよう十分に配慮すること。

6 関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するために、必要な体制を備えていること。

7 定期監査の実施

個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ、随時に点検、内部監査及び外部監査を実施すること。